

別表 6

特定簡易営業に類似する食品の取扱いに関する考え方

区分	特定簡易営業(許可)		模擬店等の食品取扱(届出)	届出不要	
	巡回移動営業	臨時的営業			
対象行為	主たる事業として食品の調理、販売等が行われるもの			他の事業(祭典等)に付随して食品の調理、販売等が行われるもの	
営業期間	連続5日以上 or 年5回以上 (概ね15日以内/回・場所)		連続4日以内 and 年4回以内	-	-
営業場所	複数の建物内・ 外の場所を移動	建物内・外の一定の場所	左2欄の何れか	-	-
規模	-	-	-	不特定 and 多数 (概ね100人以上)に提供	特定 or 少数(100人未満)に提供
範囲	移動する施設・設備ごとに許可 (大津市以外の県内で有効)	施設・設置場所ごとに許可	移動施設 or 設置場所ごとに届出	事業(祭典等)1回ごとに届出	-
申請者	出店者(移動施設の所有者)	設置場所の管理権限者等 (借用者等は計画書が必要)	事業の主催者、出店者	事業(祭典等)の主催者	-
許可条件	・巡回移動営業に限る。 ・申請のあった営業場所に限る。 (屋外設備がない場合) ・建物内巡回移動営業に限る。	・臨時的営業に限る。 (管理権限がない場合) ・申請のあった営業期間に限る。	-	-	-
取扱品目制限	<ul style="list-style-type: none"> 調理の方法が簡易で提供直前に加熱する食品に限る。 加熱直後の味付け、加工食品のトッピング等の付随する行為を認める。 衛生上支障のない簡単な仕込み行為を認める。 喫茶店営業の取扱品目を認める。 ソフトクリームサーバー機による製造に限る。 包装された食肉の販売に限る。 魚介類の処理行為はしないこと。 			<ul style="list-style-type: none"> 調理の方法が簡易で提供直前に加熱する食品(加熱後、調理または加工するものを含む)に限る。 一般家庭での仕込み、事前調理を認めない。 市販飲料の小分け分注を認める。 ソフトクリームサーバー機による製造に限る。 市販された包装食肉の販売に限る。 市販された包装魚介類の販売に限る。 	
例示	・移動屋台	・催事コーナー ・定期朝市	・収穫祭	・大学の学園祭 ・市民まつり	・地域の夏祭り ・保育所の行事